

品川区認可保育所等遊戯場提供支援事業補助金交付要綱

制定 平成 31 年 3 月 6 日 区長決定 要綱第 29 号
改正 令和 7 年 2 月 18 日 区長決定 要綱第 10 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区内の認可保育所等が園外活動を行う場合において、区立施設を遊戯場として提供し、その使用料を補助することにより、認可保育所等の園外活動に伴う公園等の混雑を緩和するとともに、児童が健やかに身体を動かすことができる環境を整備し、もって、児童の健全育成ならびに保育の質の確保および向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 家庭的保育事業 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (4) 小規模保育事業 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。
- (5) 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日付 12 福子推第 1157 号）に規定する東京都認証保育所をいう。
- (6) 認可保育所等 認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業および認証保育所をいう。
- (7) 区立施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 品川区立文化センター条例（昭和 47 年品川区条例第 26 号）別表第 1 に規定する品川区立五反田文化センター、品川区立荏原文化センター、品川区立東品川文化センター、品川区立旗の台文化センターおよび品川区立南大井文化センター（以下「文化センター」という。）
 - イ 品川区立区民活動交流施設条例（平成 22 年品川区条例第 30 号）第 1 条に規定する品川区立区民活動交流施設（以下「こみゅにていぷらざ八潮」という。）
 - ウ 品川区立荏原平塚総合区民会館条例（平成 24 年品川区条例第 35 号）第 1 条に規定する品川区立荏原平塚総合区民会館（以下「スクエア荏原」という。）
 - エ 品川区立学校設置条例（昭和 57 年品川区条例第 37 号）別表に規定する小学校、中学校および義務教育学校（以下「区立学校」という。）

(補助対象経費)

第 3 条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる経費（以下

「補助対象経費」という。)は、認可保育所等が区立施設のうち別表に定める施設(以下「補助対象施設」という。)を使用した場合の使用料(以下「使用料」という。)の全額とする。ただし、次に掲げる使用料については、補助対象経費としない。

(1) 補助対象施設の使用に伴う設備の使用料

(2) 認可保育所等が区、品川区教育委員会または指定管理者(以下「施設管理者」という。)から補助対象施設に係る使用の承認(以下「使用承認」という。)を受け、使用料を納付した場合において、当該使用をとりやめたときの施設管理者からの未返還金およびキャンセル料

(使用登録)

第4条 認可保育所等の設置者(以下「設置者」という。)は、当該認可保育所等が補助対象施設を使用する前に、品川区認可保育所等遊戯場提供支援事業使用登録届(第1号様式)を区長に提出し、使用する区立施設、使用の目的、使用の頻度等を登録しなければならない。

2 区長は、前項の規定による登録(以下「使用登録」という。)を行った認可保育所等が次の各号のいずれかに該当する場合は、品川区認可保育所等遊戯場提供支援事業使用登録取消通知書(第2号様式)により当該使用登録を取り消すことができる。

(1) 補助対象施設の使用に当たり、他の使用者の迷惑となる行為を行ったとき。

(2) 補助対象施設を使用する見込みがないにもかかわらず、使用承認を受け、他の使用者の使用を妨げていると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助対象施設の使用に係る施設管理者の指示に従わないとき。

(補助金の交付申請)

第5条 設置者は、認可保育所等が補助対象施設を使用した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助対象施設を使用した月の翌月までに、品川区認可保育所等遊戯場提供支援事業補助金交付申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは、当該決定の内容およびこれに付した条件を品川区認可保育所等遊戯場提供支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、速やかに当該申請を行った設置者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または補助金の交付決定の

内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を品川区認可保育所等遊戯場提供支援事業補助金交付決定取消・変更通知書（第5号様式）により、当該申請を行った設置者に速やかに通知しなければならない。

（補助金の請求）

- 第8条 第6条の規定による補助金の交付決定を受けた設置者（以下「補助事業者」という。）は、品川区認可保育所等遊戯場提供支援事業補助金請求書（第6号様式）により、速やかに補助金の支払を請求しなければならない。

（補助金の交付）

- 第9条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を当該補助事業者に交付するものとする。

（決定の取消し）

- 第10条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に違反したとき。

- 2 前項の規定による取消しを行った場合における補助事業者への通知については、第7条第2項の規定を準用する。

（補助金の返還）

- 第11条 補助事業者は、区長が第7条第1項または前条第1項の規定による取消しを行った場合において、補助金の交付決定の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分の額を区長に返還しなければならない。

（違約加算金）

- 第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還（第7条第1項の規定による取消しに係るものを除く。）を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第13条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（他の補助金等の一時停止）

第14条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

（書類の保存）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および補助金の交付に係る収支に関する書類を当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

（準用）

第16条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 使用登録について必要な手続は、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

（1）文化センター

使用施設		使用料	
		午前	午後
		9:00～12:00	13:00～16:30
五反田文化センター	第1スタジオ	4,700円	6,900円
	第2スタジオ	3,800円	5,500円
	第3スタジオ	1,500円	2,200円
	第4スタジオ	1,000円	1,400円
	第5スタジオ	1,400円	2,000円
荏原文化センター	レクリエーションホール	3,200円	4,700円
	第4講習室	1,200円	1,800円
東品川文化センター	レクリエーションホール	3,300円	4,300円
	スポーツ室	3,500円	4,600円
	軽スポーツ室	1,700円	2,500円
旗の台文化センター	レクリエーションホール	1,200円	1,700円
	スポーツ室	5,300円	6,900円
南大井文化センター	レクリエーションホール	2,800円	4,100円
	スポーツ室	4,600円	6,000円

備考 品川区立文化センター条例施行規則（平成21年品川区規則第22号）別表第2（1）の表に規定する区民の使用料を適用する。

（2）こみゅにていふらぎ八潮

使用施設	使用料		
	午前	午後1	午後2
スポーツ室	9:00～12:00	13:00～15:30	15:45～18:15
	1,600円	1,600円	1,600円
グラウンド	9:00～12:00	13:00～16:00	16:30～18:30
	800円	800円	800円

備考 品川区立区民活動交流施設条例別表第2に規定する区民の使用料を適用する。

(3) スクエア荏原

使用施設	使用料			
	使用区分	午前	午後 1	午後 2
		9:00～11:30	12:00～14:30	15:00～17:30
アリーナ（半面使用）	平日	2,800 円	3,000 円	3,000 円
	土日休日	3,100 円	3,300 円	3,300 円
	連続使用料			
	使用区分	午前～午後 1	午後 1～2	午前～午後 2
		9:00～14:30	12:00～17:30	9:00～17:30
	平日	4,640 円	4,800 円	7,040 円
	土日休日	5,120 円	5,280 円	7,760 円

備考

- 1 品川区立荏原平塚総合区民会館条例別表（2）の表に規定する区民の使用料を適用する。
- 2 アリーナの使用は、半面使用を基本とする。全面使用する場合であっても、この表の使用料と同額を補助対象経費とする。

(4) 区立学校

使用施設	使用料		
	午前	午後（1）	午後（2）
屋内運動場（1）	1,600 円	1,600 円	1,600 円
屋内運動場（2）	800 円	800 円	800 円
	午前	午後	
校庭（1）	1,600 円	1,600 円	
校庭（2）	800 円	800 円	

備考

- 1 品川区立学校施設使用条例施行規則（平成 8 年品川区教育委員会規則第 1 号）別表第 1（2）および（3）の表に規定する使用料を適用する。